

## 銃砲等又は刀剣類の所持許可・認定申請書類一覧

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教習資格認定申請</li> <li>・ 練習資格認定申請</li> </ul>				
受けようとする認定	教習資格認定申請		練習資格認定申請	
許可を受けようとする者	者 る 銃種 の 所持 許可 を受け よう とする	初心者	者 る 銃種 の 練習 資格 を受け よう とする	初心者
提出又は提示する書類				
教習資格認定申請書	○	○		
練習資格認定申請書			○	○
写真（2枚） （撮影から6か月以内）	○	○	○	○
診断書 （発行から3か月以内）	○	○	○	○
住民票の写し （発行から3か月以内）		○		◎
講習修了証明書 （許可時において交付日から3年以内のもの）	提示	提示	提示	提示
教習修了証明書 （許可時において交付日から1年以内のもの）			提示	提示
猟銃空気銃所持許可証	提示		提示	
経歴書	○	○	◎	◎
同居親族書	○	○	◎	◎
身分証明書 （発行から3か月以内）	○	○	◎	◎

- ※1 診断書は、前回提出した診断書の発行日が、申請日において3か月以内である場合は、前回提出した診断書を繰り返し添付することができる。
- ※2 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものに限る。（外国人の場合は、国籍等記載があるもの）
- ※3 講習修了証明書の提示は、射撃指導員の場合、射撃指導員指定書を提示すれば足りる。
- ※4 ◎については、教習修了証明書の交付を得てから1年を経過していない者が、同教習資格認定申請を行った公安委員会に対して所持許可の申請を行う場合は、提出を省略することができる。

・ 猟銃又は空気銃の所持許可申請					
受けようとする許可	猟銃の所持許可申請			空気銃の所持許可申請	
許可を受けようとする者	猟銃又は空気銃の所持者		初心者	猟銃又は空気銃の所持者	初心者
	所持している猟銃と同種の猟銃の所持許可を受けようとする者	所持している銃と異なる銃種の所持許可を受けようとする者	所持を希望する銃種に関する有効な教習修了証明書を所持する者		
提出又は提示する書類					
銃砲所持許可申請書	○	○	○	○	○
譲渡等承諾書	○	○	○	○	○
写真(2枚) (撮影から6か月以内)			○		○
診断書 (発行から3か月以内)	○	○	○	○	○
住民票の写し (発行から3か月以内)			◎		○
講習修了証明書 (許可時において交付日から3年以内のもの)	提示	提示	提示	提示	提示
教習修了証明書 (許可時において交付日から1年以内のもの)		提示	提示		
技能講習修了証明書 (許可時において交付日から3年以内のもの)	提示				
猟銃空気銃所持許可証	提示	提示		提示	
経歴書	★	◎★	◎	★	○
同居親族書	★	◎★	◎	★	○
身分証明書 (発行から3か月以内)	★	◎★	◎	★	○

- ※1 診断書は、前回提出した診断書の発行日が、申請日において3か月以内である場合は、前回提出した診断書を繰り返し添付することができる。
- ※2 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものに限る。(外国人の場合は、国籍等記載があるもの)
- ※3 講習修了証明書の提示は、射撃指導員の場合、射撃指導員指定書を提示すれば足りる。
- ※4 技能講習修了証明書は、許可を受けようとする銃種と同種の技能講習に係る技能講習修了証明書の提示が必要である。ただし、射撃指導員は許可を受けようとする銃種と同種の射撃指導員指定書を提示すれば足りる。(その他の免除規定もあり)
- ※5 ◎については、教習修了証明書の交付を得てから1年を経過していない者が、同教習資格認定申請を行った公安委員会に対して所持許可の申請を行う場合は、提出を省略することができる。
- ※6 ★については、前回本版を提出以降、内容に変更がなく、新たな許可証の交付を伴わない許可申請の場合は、提出を省略することができる。
- ※7 用途が狩猟又は有害鳥獣駆除であるときは、狩猟免状又は鳥獣捕獲許可証等を提示する。

・ 更新申請		
受けようとする許可	更新申請	
許可を受けようとする者  提出又は提示する書類	許可証の交付あり	許可証の交付なし（併記）
猟銃等所持許可更新申請書	○	○
使用実績報告書	○	○
写真(2枚) (撮影から6か月以内)	○	
診断書 (発行から3か月以内)	○	○
講習修了証明書 (許可時において交付日から3年以内のもの)	提示	提示
技能講習修了証明書 (許可時において交付日から3年以内のもの)	提示	提示
猟銃空気銃所持許可証	提示	提示
使用実績報告書	○	○
経歴書	○	★
同居親族書	○	★
身分証明書 (発行から3か月以内)	○	★

- ※1 許可証の交付については、許可証の交付日から3回目の誕生日を経過した後、最初に所持許可又は更新を受ける場合に新たな許可証の交付を行う。
- ※2 診断書は、前回提出した診断書の発行日が、申請日において3か月以内である場合は、前回提出した診断書を繰り返し添付することができる。
- ※3 講習修了証明書の提示は、射撃指導員の場合、射撃指導員指定書を提示すれば足りる。
- ※4 技能講習修了証明書の提示は、猟銃のみが対象（空気銃は不要）であり、許可を受けようとする銃種と同種の技能講習に係る技能講習修了証明書の提示が必要である。ただし、射撃指導員は許可を受けようとする銃種と同種の射撃指導員指定書を提示すれば足りる。（その他の免除規定もあり。）
- ※5 ★については、前回提出以降変更がなく、新たな許可証の交付を伴わない許可申請の場合は提出を省略することができる。
- ※6 用途が狩猟又は有害鳥獣駆除であるときは、狩猟免許又は鳥獣捕獲許可証等を提示する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>クロスボウの所持許可申請</li> <li>クロスボウの更新申請</li> <li>クロスボウ射撃資格認定申請</li> </ul>						
受けようとする許可及び認定	クロスボウの所持許可申請		クロスボウ射撃資格認定申請		クロスボウの更新申請	
許可を受けようとする者 提出又は提示する書類	猟銃又は空気銃若しくはクロスボウの所持者	初心者	クロスボウの所持者	初心者	許可証の交付あり	許可証の交付なし(併記)
クロスボウ所持許可申請書	○	○				
クロスボウ射撃資格認定申請書			○	○		
クロスボウ所持許可更新申請書					○	○
譲渡等承諾書	○	○				
写真 (撮影から6か月以内)		○(2枚)	○(1枚)	○(1枚)	○(2枚)	
診断書 (発行から3か月以内)	○	○	○	○	○	○
住民票の写し (発行から3か月以内)		◎		○		
講習修了証明書 (許可時において交付日から3年以内のもの)	提示	提示	提示	提示	提示	提示
クロスボウ所持許可証	提示		提示		提示	提示
使用実績報告書					○	○
経歴書	◎★	◎	○	○	○	★
同居親族書	◎★	◎	○	○	○	★
身分証明書 (発行から3か月以内)	◎★	◎	○	○	○	★
指導を受けるクロスボウ射撃指導員の同意書			○	○		
指導を受けるクロスボウ射撃指導員の許可証の写し			○	○		
クロスボウ射撃資格認定証の写し			提示(認定を受けている場合)	提示(認定を受けている場合)		

※1 許可証の交付については、許可証の交付日から3回目の誕生日を経過した後、最初に所持許可又は更新を受ける場合に新たな許可証の交付を行う。

※2 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものに限る。(外国人の場合は、国籍等記載があるもの)

※3 講習修了証明書の提示は、射撃指導員の場合、射撃指導員指定書を提示すれば足りる。

※4 ◎については、クロスボウ射撃資格認定を現に受けている者が、当該申請書を提出した公安委員会に対し、クロスボウの所持許可申請をする場合は省略することができる。

※5 ★については、前回提出以降変更がなく、新たな許可証の交付を伴わない申請の場合は省略することができる。



13	当該刀剣類を所持しようとする理由を記載した書類										○						
14	催しの名称、主催者の氏名又は名称、概要、開催の日時及び場所並びに銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様及び当該銃砲等又は刀剣類を所持しようとする理由（所持しようとする理由については、法第4条第1項第8号に掲げる者に限る。）を記載した書類											○		○			
15	施設の名称、所在地、設置者の氏名又は名称及び銃砲等又は刀剣類の所持の方法又は態様を記載した書類																○
16	法人がその代表者又は代理人、使用人その他の従業者に所持させようとする場合は、法人が業務のために所持させる旨を記載した証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものに限る。（外国人の場合は、国籍等記載があるもの）  
 ※2 法第4条第1項第5号の2にかかる空気拳銃の許可を受ける場合は、日本スポーツ協会発行の推薦書を要する。  
 （空気銃の場合は推薦書は不要。）